

2024年12月2日から 現行の健康保険証は発行されなくなります

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、現行の健康保険証は2024年12月2日に廃止（新規発行および再発行終了）され、医療機関等を受診する際の保険資格の確認は、原則、マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）で行う仕組みとなります。マイナ保険証については、ほとんどの医療機関・薬局で利用できる状況になっており、保険証の利用登録がお済みでない場合は、お早めに利用登録をお願いいたします。

※経過措置として、発行済みの健康保険証は廃止日から最長1年間（2025年12月1日まで）使用することができます。（経過措置期間中に発行済み保険証の有効期限が到来した場合や、資格を喪失した場合は失効します。）

なお、マイナンバーカードを保有していない方、マイナンバーカードを保険証として利用登録していない方等については、今後、健保組合が発行する「資格確認書」（従来の保険証に代わるもの）を用いて医療機関等を受診することができる予定です。

マイナ保険証にはどんなメリットがある？

メリット 1 医療情報の共有化で 質のよい医療が受けられます！

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。（本人が同意した場合のみ）

メリット 2 手続きなしで高額な 窓口負担が不要に！

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が限度額情報の提供に同意することで、高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。健保組合への手続きは必要ありません。

マイナンバーカードを保険証として利用するためには？

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行ってください。保険証利用の登録は以下の方法で行えます。



マイナポータル

マイナポータルで「医療費情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。確定申告や給付の申請にもご活用いただけます。

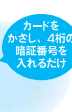


医療機関窓口の
カードリーダー

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細は、右の二次元バーコードからご確認ください。
厚生労働省作成動画 ▶【どうやって申し込む？今すぐできる！簡単申し込み編】



セブン銀行 ATM



カードをかざし、4桁の暗証番号を入れるだけ



市区町村の窓口



マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得しましょう！



マイナンバーカード
総合サイト

マイナ保険証での受診方法は？

医療機関の窓口で毎回、顔認証付きのカードリーダーにマイナンバーカードを入れて本人確認を行います。

受付方法

① カードリーダーに
マイナンバーカードを置く



② 顔認証もしくは暗証
番号を入力し、本人
確認を行う



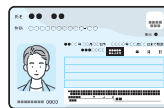
③ 各種情報提供の
同意可否を選択
する（同意・不
同意は任意です）

※機器の不具合などで本人確認が行えない場合がありますので、念のため「資格情報のお知らせ」（左ページ参照）も携行ください。



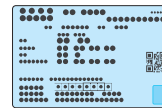
保険証廃止後の受診方法は？

マイナンバー カード （マイナ保険証）



マイナ保険証を医療機関等に設置してあるカードリーダーに読み取らせることで受診できます。（保険証利用登録が必要です。）

現在の 保険証



経過措置として、すでに発行されている保険証については廃止後も最長1年間（2025年12月1日まで）使用できます。（有効期限が先に到来する場合は有効期限まで）

資格確認書

保険証廃止以降、マイナ保険証を保有していない方には、保険証の代わりとなる「資格確認書」を発行する予定です。（※2024年12月1日以前の加入者は、保険証紛失の場合を除いて経過措置期間中においては資格確認書を発行しません）

「資格情報のお知らせ」を送付します

2024年12月2日の保険証廃止（新規発行および再発行終了）に向けて、マイナ保険証への移行が進められています。当健保組合では、厚生労働省からの通達に基づき、本年10月下旬以降に「資格情報のお知らせ」を全ての加入者様へお送りする予定です。

今回の送付は、当健保組合で登録している資格情報（個人番号の下4桁を含む）をお知らせし、ご自身で情報の正確性をご確認いただき、加入者の皆様に安心してマイナンバーカードを保険証として利用いただくことを目的としています。お手元に届きましたら、登録内容を確認いただきますようお願いいたします。

〈送付対象者〉 当健保組合加入者（被扶養者を含む）

※今回のお知らせは、データ抽出時点において、当健保組合に個人情報が登録されている方が対象となります。

「資格情報のお知らせ」はこのようなときにご利用いただけます

●医療機関にカードリーダーがないときや、機器の不具合でマイナ保険証が読み取れないとき
「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」を併せて提示することで、保険診療を受けることができます。（「資格情報のお知らせ」を携行していなくても、スマートフォンでマイナポータルからダウンロードした資格情報画面をマイナ保険証とともに提示することで、保険診療を受けることができます。）

※「資格情報のお知らせ」や「マイナポータルの資格情報画面」のみでは、保険診療を受けることができません。

●健保組合へ申請するとき
当健保組合への各種申請時に必要な記号・番号をご確認いただけます。

マイナンバーカードに関するお問い合わせはこちら

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日 9時30分～20時 土日祝 9時30分～17時30分（年末年始を除く）
紛失・盗難などによる一時利用停止は24時間365日受付

マイナンバーカードの
健康保険証利用について
（厚生労働省）

